

事故発生の防止のための指針

社会福祉法人みなわ会

社会福祉法人みなわ会は、施設及び事業所の事故対策に関して本指針を定める。

1. 事故発生防止のための基本的な考え方

質の高い介護サービスを提供するために、常に改善を行い、社会的な評価を得られるよう全力をあげて運営を行う。そのために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、施設の保全について計画的に取り組む。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう常日頃から全職員で自己研磨に取り組み、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努める。

2. 事故防止委員会の設置

(1) 目的

施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できることを目的とし、安全管理体制を取り組める体制作りを推進する。

(2) 事故防止委員会の構成

事故防止委員会は、次に掲げる者で構成する

- ・施設長 ・事務長 ・管理者 ・相談員 ・栄養士 ・介護職（寮父母含む）
- ・その他必要に応じて施設長が指名する者

(3) 委員会の運営

委員会は年4回開催する。また、必要に応じて臨時に開催する。

(4) 事故防止委員会の役割

- ・マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書等の整備
- ・マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書等の様式の見直し
- ・ヒヤリハット事例報告書、事故報告の分析及び改善策の検討
- ・検討された改善策の周知徹底

3. 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、事故防止に関して、年2回の職員研修を実施する。

4. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 入居者・利用者への対応・事故処理

介護サービスを提供する上で事故が発生した場合、施設は入居者・利用者に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対処するため、損害賠償保険に加入する。

(2) 家族等に対する連絡・説明

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるよう努める。

(3) その他の連絡・報告について

サービス事業所等に連絡し、県・市区町村に対して介護事故等の必要な報告を行う。

5. 閲覧

この指針は、当法人の事務所に常設し、かつ当法人ホームページに掲載しており、いつでも閲覧することが出来ます。

附則

この指針は、令和4年4月1日から適用する。